

## 26. スイス（非 EU 加盟国）

### (1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

#### ① WEEE 国内法と EU 指令との比較

WEEE に関しては、EU とは根本的な考え方が違う個所がある。例えば、事業廃棄物と一般家庭からの廃棄物を分けて取り扱っているが、スイスでは同様に取り扱っている。EU が、システムの正確性、公平性を重視する一方、スイスは効率性を重視する傾向がある。スイス国民は WEEE への対応がスイス国内の環境改善につながるもののスイス製品の対 EU 輸出には直結せず、その一方で著しい行政コスト増につながることから消極的な姿勢をとっている。一方で、RoHS への対応を怠れば、EU 域内市場向け製品輸出の障壁となりうするため、EU と完全に互換性のある制度を速やかに導入している。

WEEE はスイスの 26 ある各州が責任を持つ。各州は単独または協力して対応することが可能。仮に税関などで問題のある事例があれば、税関はすぐに州政府に連絡・確認することになる。連邦政府レベルではその調整を行うのみとなっている。

#### ② 罰則規定および違反事例

罰則については、政府は何も対応していないのが現状。

##### a. WEEE 罰則規定

違反などの問題事例が発生した場合は、州政府がそれぞれの州の裁判所に持ち込む司法処理を原則としている。

##### b. WEEE 国内法違反の事例

実際にどれくらい違反事例があったかは確認できないが、多くはない。

##### c. RoHS 国内法違反の事例

過去 3 年間で、5 件の輸入差し止め案件があったが、これはいずれも自己申告による。

#### ③ RoHS 対応に対する通関時の確認

RoHS の規制においても基本は州政府が責任を持つ。税関でどのようにチェックをするかは他国の例を見て検討しているが、実現に至っていない。何らかのサンプリングにより、

例えば X 線などを使って実施することになる。今のところ、RoHS に関して、輸出入の際に書類提出が義務つけられているといったことはなく、サプライヤー（製造事業者、輸入事業者）がしっかりと制度を理解し実現しているとの前提で運用されている。

## (2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

### ① 民間コンソーシアムの有無と参加方法

#### a. SWICO

SWICO（本部チューリッヒ）は、スイスの ITC 産業が製造・輸入・販売される、スイス国内における電気・電子製品（携帯電話や PC 機器など）の回収・リサイクルを組織化して行い、材料別にリサイクルを行うために関係企業や業界の調整業務を主としておこなう非営利団体である。1994 年に設立され、2009 年で 15 年目になる。姉妹組織にあたる SENS（本部チューリッヒ）は、冷蔵庫や洗濯機、TV などの白物家電製品を扱う非営利団体である。電池関係の回収コンソーシアムは INOBAT が組織化されているが、SWICO のネットワークに入っており、また、電球や蛍光灯の回収・リサイクリングコンソーシアムは SLRS が組織されているが、SENS のネットワークで機能している。

98 年に制定、発効した OREA（電気・電子製品廃棄物回収リサイクル処理に関する連邦法）によって、製造・輸入・販売・消費者、すべてが回収し、リサイクルすることを義務付けられた。

92 年から大手 IT 製品輸入販売業者 6 社が、ワーキンググループを組織して、業界の廃棄物回収リサイクル問題に取り組んだ。Swico Recycling Guarantee である。94 年に IT セクター 30 企業・団体で ARF（Advanced Recycling Fee）という前払い制度を取り入れた。これは各業者・消費者が前払いで製品別に設定された ARF（製品取引の中にあらかじめ決められた料金）を組み込んで販売され、回収リサイクルの実績に応じて、支払いをする制度である。2008 年には SWICO に参加する企業団体は、630 となった。400 の認定回収所を持ち、自治体や小売店が運営する 6,000 店の回収ポイントを持っている。

ARF 前払い制度が機能していることから、スイスにおける回収率は、国民一人当たり 14kg と、EU が WEEE 法によって義務付けている一人当たり 4kg をはるかに上回る達成率となっている。EU 加盟国で組織している WEEE フォーラム諸国でトップの回収率である。

最近問題になっているのは、SWICO や SENS に加盟しないでこのシステムを利用する業者、消費者（フリーライダー）があること。特に今後増大が予想されるのは、ネット販

売され、消費者が回収ポイントに持ち込むフリーライド・グッズの横行である。今後、法改正が準備されることが予想される。

#### b. SENS

スイスにおける家電製品（冷蔵庫、洗濯機、おもちゃなども含む）のリサイクルをコーディネートする非営利団体。ちなみに SENS とは *Stiftung Entsorgung Schweiz* の略である。同様な、主に電子製品を扱う SWICO とは、歴史的な経緯が異なるものの、双子の兄弟の関係にあり、取り扱う製品で棲み分けをしている。

SENS は 10 人で運営しており、主に大型家電製品をリサイクルする際の、関係者（廃棄物リサイクルの責任を負うメーカー及び輸入事業者、廃棄物回収事業者、廃棄物処理業者等）の調整を行い、また、毎年、消費者から回収するリサイクル料 (ARF: Advanced Recycle Fee) の算定を担当している。創立 20 周年で、まずは冷蔵庫の取り扱いのみから始まった。SWICO とは協調・協力関係にあり、回収場所も相当部分 (全体 600 ヶ所のうち、8 割程度) は共有している。

SENS は、リサイクル義務を負う製造業者、輸入事業者と協定を締結し、それに基づき事業を円滑に進めるための運営を行っている。リサイクルコストは消費者から購入時に回収 (ビジブルフィー) し、リサイクルシステム (回収、リサイクル、及び SENS 事務局運営など) に充当されている。ARF は年一回、SENS に設置した委員会 (メンバーは主な製造事業者、輸入事業者、消費者などで構成) で審議され透明に決定されている。

EU の規制との比較では、WEEE 指令は、非常に包括的で多くのことを規定しているのに対して、SENS でのリサイクル運営は、基本はリサイクル義務を負う事業者らと SENS との協調に基づく「自主性」にある。事業者と SENS の関係を政府に規定されることもなく、また、ARF も自由に決めて良い仕組みとなっている。スイスにおける伝統的な自主性 (地方分権に見られる、「自分のことは自分で決めるという考え」ともあいまって機能しているシステムである (回収量は、SENS で 6 万 4,000 トン、SWICO と合わせて一人当たり約 14kg であり、EU 指令の目標とする 4 キログラムをはるかに超えている)。また、SWICO の活動と併せて、WEEE で対象にしている品目をすべてカバーしており、非常に効率的である。家電製品一台あたりの回収料金もすべて従量制であり、リサイクルのしやすさなどを元に決めることもできなくはないが、そうした事務負担を省き、一律で効率的に行う工夫をしている。

一方、SWICO と同様、前払い式であるため、フリーライダーが一定の割合でいることが

一つの課題となっている。最初に消費者からコストを回収するために、コストを支払っていない中古品の廃棄や、個人による輸入品の廃棄は、事実上無料で行われている可能性がある。特に、インターネット販売による個人輸入は、SWICO とともに大きな問題となっている。ただし、SENS としては、フリーライダーが現時点でクリティカルな量を占めているとは考えていないとのこと。システム全体の問題としては、こうしたフリーライダーがどの程度いるか、抑制できるかということがポイントであるが、それは前払い式に移行した7年前から論点であった。現に、以前採用していた後払い方式だと、不法投棄が発生しリサイクルに対するディスインセンティブになってしまっていた。

また、ARF は、システム全体の運営上、採算がとれるよう設定されるが、最近のリサイクルコストの上昇や、回収品の価格下落などの影響もあって、11年には引き上げざるを得ない状況にある。

製造事業者等の登録先は SENS と SWICO。SENS（または SWICO）とのオンラインベースでの協定書締結（最期は相互にサイン）に基づく。協定の締結手数料はなし。

なお、WEEE 指令の見直しが欧州で議論されているが、スイスは独自の仕組みを運用しているため、改正動向に注視はしているが、そのまま EU での規制見直しをスイスに導入することにはならないと考えられる。

## ② WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

回収費用は重量に応じて課金を行っている。リサイクルは無料。過去に購入したリサイクル料金が支払われていない製品のリサイクルについても無料。

リサイクル料金は、かつては日本と同様、リサイクル品を回収するときにリサイクル料を徴収するシステムであり、例えば、冷蔵庫は回収時に 70 フランを徴収していた。しかしこの方式だと、不法投棄が増えるということで、前払い方式に変更された。新たに購入するときに支払うリサイクル料で、制度以前の品の廃棄料も賄う。

## ③ WEEE 回収率

現在スイスでは WEEE 回収率は 80% と極めて高い。年間一人当たり 14kg を達成している。EU 諸国と比較してもトップクラスである。国民一人当たりのリサイクルコストは 9.4 フラン。WEEE 製品 1kg 当たり平均 0.67 フランのリサイクルコストというパフォーマンスである。連邦環境省はこうしたコストについて関与しないという原則は持っているが、独占による弊害（不必要に高価になっていないか）という疑念は拭い切れないと思ってお

り、何らかの対応ができないか検討中である。

### **(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点**

#### **① WEEE、RoHS 国内法の問題点**

WEEEに係る事業者側の課題としては、現在連邦政府が把握する限り大きな問題はない。小売業者も特に問題ない。WEEEの回収は、大手メーカーや販売店が直接行う場合と、コミュニティ単位で行っている場合があり、割合は半々であり、小売店が自ら行う場合は非常に少ない。リサイクル義務は製造業者または輸入事業者が負うので、収集体制は望ましいやり方を地域ごとに考えることが望まれる。